

# 社会福祉法人 陶技学園定款

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設の経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 一般相談支援事業の経営

(ハ) 特定相談支援事業の経営

(ニ) 障害児相談支援事業の経営

(ホ) 地域活動支援センターの経営

(ヘ) 障害者就業・生活支援センターの経営

### (名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人陶技学園という。

### (経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所に岐阜県多治見市姫町2丁目2番地に置く。

## 第二章 評議員

### (評議員の定数)

第五条 この法人に評議員を、7名以上8名以内置く。

### (評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、

外部委員の1名が出席し、賛成することを要する。

### (評議員の資格)

第七条 社会福祉法第四〇条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第二五条の一七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

### (評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

### (評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、各年度の総額が一〇〇万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第三章 評議員会

### (構成)

第一〇条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

### (権限)

第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認

(5) 事業計画及び収支予算

(6) 定款の変更

(7) 残余財産の処分

(8) 基本財産の処分

(9) 社会福祉充実計画の承認

(10) 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)

(11) 公益事業に関する重要な事項

(12) 解散

(13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第一二条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が

招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第一項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一八条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議長)

第一五条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(議事録)

第一六条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

(報告の省略)

第一七条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

#### 第四章 役員及び職員

(役員の数)

第一八条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上7名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第一九条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第二〇条 社会福祉法第四四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第四四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第二一条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第二二条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第二三条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第一八条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二四条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二五条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任の免除)

第二六条 この法人は、役員が社会福祉法第四五条の二〇第一項の賠償責任について、社会福祉法第四五条の二〇第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一一四条第一項の規定により、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場

合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(職員)

第二七条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第五章 理事会

(構成)

第二八条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二九条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第三〇条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第三一条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第三二条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、社会福祉法四五条の一四第九項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九八条第二項の規定による報告については、適用しない。

(議長)

第三三条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(議事録)

第三四条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三五条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、四四条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三六条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、岐阜県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、岐阜県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第三七条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三八条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数(現在数)の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三九条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1)事業報告
- (2)事業報告の附属明細書
- (3)貸借対照表
- (4)収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5)貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6)財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第一項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第四〇条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第四一条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第四二条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の三分の二以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第四三条 この法人は、保有する株式(出資)に係る議決権を行使してはならない。

## 第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第四四条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業(第二種社会福祉事業に該当するものを除く。)
- 2 前項の事業に関する重要な事項については、理事総数(現在数)の三分の二以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

## 第八章 解散

(解散)

第四五条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四六条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四七条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、岐阜県知事の認可(社会

福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を岐阜県知事に届け出なければならない。

## 第一〇章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四八条 この法人の公告は、社会福祉法人陶技学園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四九条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	加藤 軍 治
理事	水野 寿 一
理事	鵜飼 徳 保
理事	安藤 一 義
理事	加藤 庄 六
理事	加藤 忠 男
監事	伊藤 喜 作
監事	大岩 繁 夫

## 附 則

この定款は、この法人の設立認可のあった日より施行する。

## 附 則

この定款は、昭和43年10月15日より施行する。

## 附 則

この定款は、昭和46年10月 1日より施行する。

## 附 則

この定款は、昭和48年12月22日より施行する。

## 附 則

この定款は、昭和51年 1月22日より施行する。

## 附 則

この定款は、昭和56年 2月 6日より施行する。

## 附 則

この定款は、昭和60年 2月25日より施行する。

附 則  
この定款は、平成元年 6月27日より施行する。  
附 則  
この定款は、平成2年 1月10日より施行する。  
附 則  
この定款は、平成2年 5月 2日より施行する。  
附 則  
この定款は、平成2年12月18日より施行する。  
附 則  
この定款は、平成3年12月24日より施行する。  
附 則  
この定款は、平成5年 3月29日より施行する。  
附 則  
この定款は、平成6年 1月10日より施行する。  
附 則  
この定款は、平成6年 4月 1日より施行する。  
附 則  
この定款は、平成8年 4月18日より施行する。  
附 則  
この定款は、平成9年 3月25日より施行する。  
附 則  
この定款は、平成9年 6月16日より施行する。  
附 則  
この定款は、平成10年 4月 2日より施行する。  
附 則  
この定款は、平成11年 4月 6日より施行する。  
附 則  
この定款は、平成13年 7月17日より施行する。  
附 則  
この定款は、平成14年 4月18日より施行する。  
附 則  
この定款は、平成15年 4月 7日より施行する。  
附 則  
この定款は、平成15年12月10日より施行する。  
附 則  
この定款は、平成17年12月16日より施行する。  
附 則  
この定款は、平成18年 4月21日より施行する。  
附 則  
この定款は、平成18年12月28日より施行する。  
附 則  
この定款は、平成19年 4月16日より施行する。  
附 則

この定款は、岐阜県知事の変更認可のあった日(平成20年 1月 7日)より施行する。

附 則  
この定款は、岐阜県知事の変更認可のあった日(平成21年 4月 1日)より施行する。  
附 則  
この定款は、岐阜県知事の受理のあった日(平成22年12月21日)より施行する。  
附 則  
この定款は、岐阜県知事の受理のあった日(平成23年10月6日)より施行する。  
附 則  
この定款は、岐阜県知事の変更認可のあった日(平成24年4月6日)より施行する。  
附 則  
この定款は、岐阜県知事の受理のあった日(平成24年4月6日)より施行する。  
附 則  
この定款は、岐阜県知事の変更認可のあった日(平成24年6月4日)より施行する。  
附 則  
この定款は、岐阜県知事の変更認可のあった日(平成25年4月11日)より施行する。  
附 則  
この定款は、岐阜県知事の受理のあった日(平成28年1月7日)より施行する。  
附 則  
この定款は、平成29年4月1日より施行する。  
附 則  
この定款は、岐阜県知事の変更認可のあった日(平成29年8月17日)より施行する。

別 表

基 本 財 産	
1	岐阜県多治見市姫町2丁目1番地2、2番地所在の鉄筋コンクリート鉄骨造陸屋根二階建渡廊下付（寄宿舎） 壱棟（1F 222,69㎡）（延面積 467,40㎡） （2F 244,71㎡）
2	岐阜県多治見市姫町2丁目1番地2、2番地所在のコンクリートブロック造陸屋根平家建（ボイラー室） 壱棟（延面積 6,03㎡）
3	岐阜県多治見市姫町2丁目1番地2所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建（居宅） 壱棟（延面積 48,60㎡）
4	岐阜県多治見市姫町2丁目1番地2所在のコンクリートブロック・鉄骨造かわら・亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建（寄宿舎） 壱棟（延面積 401,81㎡）
5	岐阜県多治見市姫町2丁目1番地2所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺二階建（体育館・集会室） 壱棟（1F 103,68㎡）（2F 43,20㎡）（延面積 146,88㎡）
6	岐阜県多治見市姫町2丁目2番地1、3丁目6番地2番地6所在の鉄骨造コンクリート板葺二階建（寄宿舎） 壱棟（1F 251,36㎡）（延面積 483,81㎡） （2F 232,45㎡）
7	岐阜県多治見市姫町2丁目2番地所在の鉄骨造瓦葺平家建（共同住宅） 壱棟（延面積 109,30㎡）
8	岐阜県多治見市姫町2丁目1番地2所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺二階建（共同住宅） 壱棟（1F 46,62㎡）（延面積 86,76㎡） （2F 40,14㎡）
9	岐阜県多治見市姫町2丁目1番地2所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺二階建（作業場休憩室） 壱棟（1F 45,36㎡）（延面積 90,72㎡） （2F 45,36㎡）
10	岐阜県多治見市姫町2丁目1番地2所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建（実習室） 壱棟（延面積 77,58㎡）
11	岐阜県多治見市旭ヶ丘7丁目1番地5番地5所在の鉄筋コンクリート造陸屋根二階建（寄宿舎） 壱棟（1F 171,51㎡）（延面積 268,62㎡） （2F 97,11㎡）
12	岐阜県多治見市姫町2丁目2番地1、4番地4、3丁目6番地2番地6所在の鉄筋コンクリート造瓦葺二階建（事務所） 壱棟（1F 321,18㎡）（延面積 486,18㎡） （2F 165,00㎡）
13	岐阜県多治見市姫町2丁目2番地1、4番地4、3丁目6番地2番地6所在の鉄筋コンクリート造瓦葺二階建（寄宿舎） 壱棟（1F 495,00㎡）（延面積 973,26㎡） （2F 478,26㎡）
14	岐阜県多治見市姫町2丁目2番地1、4番地4、3丁目6番地2番地6所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺二階建（食堂・作業場） 壱棟（1F 608,00㎡）（延面積 908,00㎡） （2F 300,00㎡）
15	岐阜県多治見市姫町2丁目2番地1、4番地4、3丁目6番地2番地6所在の鉄筋コンクリート造瓦葺二階建（寄宿舎） 壱棟（1F 275,00㎡）（延面積 533,26㎡） （2F 258,26㎡）
16	岐阜県多治見市姫町2丁目2番地1、4番地4、3丁目6番地2番地6所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建（作業場） 壱棟（延面積 272,16㎡）

17	岐阜県多治見市姫町2丁目2番地1、4番地4、3丁目6番地2番地6所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建（作業場） 壱棟（延面積 156,60㎡）
18	岐阜県多治見市姫町2丁目2番地1、4番地4、3丁目6番地2番地6所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建（作業場） 壱棟（延面積 123,12㎡）
19	岐阜県瑞浪市稲津町萩原字大久手1660番375所在の原野（ 1307㎡）
20	岐阜県瑞浪市稲津町萩原字大久手1660番376所在の原野（ 231㎡）
21	岐阜県瑞浪市稲津町萩原字大久手1660番377所在の宅地（116,57㎡）
22	岐阜県瑞浪市稲津町萩原字大久手1660番176所在の原野（ 613㎡）
23	岐阜県瑞浪市稲津町萩原字大久手1660番177所在の原野（ 1844㎡）
24	岐阜県瑞浪市稲津町萩原字大久手1660番178所在の宅地（211,57㎡）
25	岐阜県瑞浪市稲津町萩原字大久手1660番179所在の原野（ 675㎡）
26	岐阜県瑞浪市稲津町萩原字大久手1660番180所在の原野（ 535㎡）
27	岐阜県瑞浪市稲津町萩原字大久手1660番181所在の原野（ 1897㎡）
28	岐阜県瑞浪市稲津町萩原字大久手1660番182所在の原野（ 1910㎡）
29	岐阜県瑞浪市稲津町萩原字大久手1660番183所在の原野（ 809㎡）
30	岐阜県瑞浪市稲津町萩原字大久手1660番184所在の原野（ 502㎡）
31	岐阜県瑞浪市稲津町萩原字大久手1660番185所在の原野（ 1966㎡）
32	岐阜県瑞浪市稲津町萩原字大久手1660番186所在の原野（ 1785㎡）
33	岐阜県瑞浪市稲津町萩原字大久手1660番187所在の原野（ 1130㎡）
34	岐阜県瑞浪市稲津町萩原字大久手1660番地182・1660番地177・1660番地178・1660番地181・1660番地183・1660番地184・1660番地185・1660番地186・1660番地187所在の鉄筋コンクリート造瓦葺平家建（事務所） 壱棟（延面積 1,004,45㎡）
35	岐阜県瑞浪市稲津町萩原字大久手1660番地182・1660番地177・1660番地178・1660番地181・1660番地183・1660番地184・1660番地185・1660番地186・1660番地187所在の鉄筋コンクリート造瓦葺平家建（寄宿舎） 壱棟（延面積 802,63㎡）
36	岐阜県瑞浪市稲津町萩原字大久手1660番地182・1660番地177・1660番地178・1660番地181・1660番地183・1660番地184・1660番地185・1660番地186・1660番地187所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建（ボイラー室） 壱棟（延面積 18,00㎡）
37	岐阜県瑞浪市稲津町萩原字大久手1660番地182・1660番地177・1660番地178・1660番地181・1660番地183・1660番地184・1660番地185・1660番地186・1660番地187所在の鉄骨造陸屋根平家建（ポンプ室） 壱棟（延面積 22,00㎡）
38	岐阜県瑞浪市稲津町萩原字大久手1660番地182・1660番地177・1660番地178・1660番地181・1660番地183・1660番地184・1660番地185・1660番地186・1660番地187所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建（物置） 壱棟（延面積 15,75㎡）
39	岐阜県瑞浪市稲津町萩原字大久手1660番地182・1660番地177・1660番地178・1660番地181・1660番地183・1660番地184・1660番地185・1660番地186・1660番地187所在の鉄筋コンクリート造瓦葺陸屋根平家建（寄宿舎） 壱棟（延面積 482,40㎡）

- 40 岐阜県瑞浪市稲津町萩原字大久手1660番地182・1660番地177・1660番地178・1660番地181・1660番地183・1660番地184・1660番地185・1660番地186・1660番地187所在の鉄筋コンクリート造瓦葺平家建（寄宿舍） 壹棟（延面積 381.18㎡）
- 41 岐阜県瑞浪市稲津町萩原字大久手1660番地181所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建（作業場） 壹棟（延面積 56.64㎡）
- 42 岐阜県多治見市姫町2丁目2番地1、1番地2所在の鉄筋コンクリート造瓦葺二階建（寄宿舍） 壹棟（1F 1,235.01㎡）（延面積 1,440.93㎡）  
（2F 205.92㎡）
- 43 岐阜県多治見市姫町2丁目1番地4、1番地2所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建（休憩所） 壹棟（延面積 35.97㎡）
- 44 岐阜県多治見市姫町3丁目61番10所在の宅地（121、19㎡）
- 45 岐阜県多治見市姫町3丁目61番41所在の宅地（320、47㎡）
- 46 岐阜県多治見市姫町3丁目61番地41、61番地10所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき二階建（グループホーム） 壹棟（1F 88.67㎡）（延面積 152.00㎡）  
（2F 63.33㎡）
- 47 岐阜県多治見市姫町2丁目2番地1、4番地4、3丁目62番地6所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建（浴場） 壹棟（延面積 56.56㎡）
- 48 岐阜県多治見市姫町2丁目2番地1、4番地4、3丁目62番地6所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建（浴場） 壹棟（延面積 37.76㎡）

(附録)  
設立当初

厚生省収児第191号

社会福祉法人第二陶技学園設立認可書

社会福祉法人第二陶技学園

設立代表者 加藤 軍 治

昭和41年2月28日付けで申請のあった社会福祉法人第二陶技学園の設立を社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第29条第1項の規定により認可する。

昭和41年3月30日

厚生大臣 鈴木 善 幸 印

基本財産の増額

厚生省収児第563号

社会福祉法人第二陶技学園定款一部変更認可書

社会福祉法人第二陶技学園

昭和43年6月26日付けで申請のあった定款の一部変更を認可する。

昭和43年10月15日

厚生大臣 園 田 直 印

基本財産の増額

厚生省収児第977号

社会福祉法人第二陶技学園定款一部変更認可書

昭和46年8月28日付けで申請のあった定款の一部変更を認可する。

昭和46年10月1日

厚生大臣 斎 藤 昇 印

定款準則の改正に伴う変更  
理事の増員  
基本財産の増額

厚生省収児第846号

社会福祉法人第二陶技学園定款一部変更認可書  
社会福祉法人第二陶技学園

昭和48年10月5日付けで申請のあった定款の一部変更を認可する。

昭和48年12月22日

厚生大臣 斎藤邦吉 印

事業内容、並びに  
法人名称の変更  
基本財産の増額

厚生省収児第57号

社会福祉法人第二陶技学園定款一部変更認可書

昭和50年11月28日付けで申請のあった定款の一部変更を認可する。

昭和51年1月22日

厚生大臣 田中正巳 印

定款準則の改定に伴う変更  
事業内容の追加  
基本財産の増額

厚生省収児第106号

社会福祉法人陶技学園定款一部変更認可書

昭和55年4月28日付けで申請のあった定款の一部変更を認可する。

昭和56年2月6日

厚生大臣 園田直 印

基本財産の増減

厚生省収児第176号

社会福祉法人陶技学園定款一部変更認可書

昭和58年7月12日付けで申請のあった定款の一部変更を認可する。

昭和60年2月25日

厚生大臣 増岡博之 印

定款準則の改正に伴う変更  
事業内容の追加

岐阜県指令障第58号の3

平成元年5月31日付けで申請のあった定款の一部変更については、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第41条第1項の規定により認可する。

平成元年6月27日

岐阜県知事 梶原拓 印

理事の増員

岐阜県指令障第609号

平成元年12月22日付けで申請のあった定款の一部変更については、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第41条第1項の規定により認可します。

平成2年1月10日

岐阜県知事 梶原拓 印

理事の増員

岐阜県指令障第132号

平成2年4月20日付けで申請のあった定款の一部変更については、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第41条第1項の規定により認可します。

平成2年5月2日

岐阜県知事 梶原拓 印

社会福祉法事業法の改正に伴う改正

岐阜県指令障第616号

平成2年12月13日付けで申請のあった定款の一部変更については、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第41条第1項の規定により認可します。

平成2年12月18日

岐阜県知事 梶原拓 印

定款準則の改正に伴う変更  
事業内容の追加

岐阜県指令障第640号

平成3年12月13日付けで申請のあった定款の一部変更については、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第41条第1項の規定により認可する。

平成3年12月24日

岐阜県知事 梶原拓 印



事業内容の変更  
基本財産の増減

岐阜県指令障第889号

平成5年3月29日付けで申請のあった定款の一部変更については、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第41条第1項の規定により認可します。

平成5年3月29日

岐阜県知事 梶原 拓 印

定款準則の改正に伴う変更

岐阜県指令障第839号

平成5年12月21日付けで申請のあった定款の一部変更については、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第41条第1項の規定により認可します。

平成6年1月10日

岐阜県知事 梶原 拓 印

定款の一部改正に伴う変更  
基本財産の増減

岐阜県指令障第32号

平成6年3月31日付けで申請のあった定款の一部変更については、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第41条第1項の規定により認可します。

平成6年4月1日

岐阜県知事 梶原 拓 印

基本財産の増額

障第170号

平成8年4月11日付け陶技法第18号で届出のありました定款変更については受理しましたので通知します。

平成8年4月18日

岐阜県民生部長 印

事業内容の追加  
基本財産の増減

岐阜県指令障第1219号

平成9年3月7日付けで申請のあった定款の一部変更については、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第41条第1項の規定により認可します。

平成9年3月25日

岐阜県知事 梶原 拓 印

基本財産の増額

障第302号の2

平成9年5月29日付け陶技法第68号で届出のありました定款変更については受理しましたので通知します。

平成9年6月16日

岐阜県知事 梶原 拓 印

理事の増員

岐阜県指令障第10号

定款準則の改正に伴う変更

平成10年3月31日付けで申請のあった定款の一部変更については、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第41条第1項の規定により認可します。

平成10年4月2日

岐阜県知事 梶原 拓 印

精神薄弱者福祉法の一部改正に伴う変更  
基本財産の増額

障第43号

平成11年4月1日付けで提出のありました定款変更届出書については、これを受理したので通知します。

平成11年4月6日

岐阜県知事 梶原 拓 印

社会福祉事業法の改正に伴う変更  
基本財産の増減

障第332号

平成13年5月29日付け陶技法第17号で提出のありました定款変更届出書については、これを受理したので通知します。

平成13年7月17日

岐阜県知事 梶原 拓 印

定款準則の改正に伴う変更

障第88号

理事定数の変更

評議員会の設置

平成14年3月29日付け陶技法第78号で申請のあった定款変更について、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第43条第2項の規定により認可します。

平成14年4月18日

岐阜県知事 梶原 拓 印

基本財産の増額 東土福第14号

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第43条の規定に基づき平成15年4月2日付けで提出のありました定款変更の届出書につきましては、受理しましたので通知します。

平成15年4月7日

岐阜県東濃地域土岐福祉事務所長 印

評議員会の設置に伴う変更 東土福第79号の4

平成15年12月5日付けで申請のありました定款の変更につきましては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第43条の規定により認可します。

平成15年12月10日

岐阜県東濃地域土岐福祉事務所長 印

定款準則の改正に伴う変更 岐阜県指令東福第165号の15

平成17年12月13日付けで申請のありました定款の変更につきましては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第43条の規定により認可します。

平成17年12月16日

岐阜県東濃地域福祉事務所長 印

障害者自立支援法施行に伴う変更 岐阜県指令障第129号の2

平成18年4月4日付けで申請のありました定款の変更については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第43条の規定により認可します。

平成18年4月21日

岐阜県知事 古田 肇 印

障害者自立支援法施行に伴う変更 岐阜県指令障第129号の27

平成18年12月14日付けで申請のありました定款の変更については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第43条の規定により認可します。

平成18年12月28日

岐阜県知事 古田 肇 印

定款準則に基づく変更 岐阜県指令障第64号

平成19年4月3日付けで申請のありました定款の変更については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第43条の規定により認可します。

平成19年4月16日

岐阜県知事 古田 肇 印

定款準則の改正に伴う変更 岐阜県指令障第64号の13

平成19年12月12日付けで申請のありました定款の変更については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第43条の規定により認可します。

平成20年1月7日

岐阜県知事 古田 肇 印

新事業体系移行に伴う変更 岐阜県指令障第17号

平成20年12月17日付けで申請のありました定款の変更については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第43条の規定により認可します。

平成21年4月1日

岐阜県知事 古田 肇 印

基本財産の増額に伴う変更 障第197号の4

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第43条の規定に基づき平成22年12月10日付けで提出のありました定款変更の届出書については、受理しましたので通知します。

平成22年12月21日

岐阜県知事 古田 肇 印

基本財産の減額に伴う変更 障第62号の3

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第43条の規定に基づき平成23年10月3日付けで提出のありました定款変更の届出書については、受理しましたので通知します。

平成23年10月6日

岐阜県知事 古田 肇 印

新事業体系移行に伴う変更

岐阜県指令障第16号

平成23年12月16日付けで申請のありました定款の変更については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第43条の規定により認可します。

平成24年4月6日

岐阜県知事 古田 肇 印

基本財産の増額に伴う変更

障第17号

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第43条の規定に基づき平成24年3月27日付けで提出のありました定款変更の届出書については、受理しましたので通知します。

平成24年4月6日

岐阜県知事 古田 肇 印

障害者自立支援法及び  
児童福祉法の一部改正に伴う変更

岐阜県指令障第16号の12

平成24年5月28日付けで申請のありました定款の変更については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第43条の規定により認可します。

平成24年6月4日

岐阜県知事 古田 肇 印

障害者自立支援法の改正に伴う変更

岐阜県指令障第67号

平成25年4月5日付けで申請のありました定款の変更については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第43条の規定により認可します。

平成25年4月11日

岐阜県知事 古田 肇 印

基本財産の増額に伴う変更

障第949号

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第43条第3項の規定に基づき平成27年12月14日付けで提出のありました定款変更の届出書については、受理しましたので通知します。

平成28年1月7日

岐阜県知事 古田 肇 印

社会福祉法の改正に伴う変更

岐阜県指令障第1154号

平成28年12月26日付けで申請のありました定款の変更につきましては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第43条第2項の規定により準用される同法第32条の規定により認可します。

平成29年1月25日

岐阜県知事 古田 肇 印

条文整理に伴う変更

岐阜県指令障第711号

平成29年7月21日付けで申請のありました定款の変更につきましては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第43条第2項の規定により準用される同法第32条の規定により認可します。

平成29年8月17日

岐阜県知事 古田 肇 印